お 歷

緒

きに至つては、従来殆んど顧みられるところなく、従つて今後解明す の問題が残されている。 件のもとにおける一定時期の教育制度の改廃や教育思想の発展の事実 との関連において把握されなければならない。かくて特定の歴史的条 その具体的事実を明らかにすると同時に、またその時代の政治、 から殆んど研究し尽された観がある。 れが絶対主義国家の形成に果した役割等については、 従つてこの時代における教育制度或は教育思想の発達の問題、 、き問題が少くないと思われる。 日本近代史を研究する場合、 なお解明の余地があるとするならば、 殊に教育史の一分野にすぎぬ歴史教育史の如 教育の問題は一つの重要課題であり、 しかしこれら教育史の問題 明治教育史についても多く 従来種々の方面 並にこ 社会 は、

ある。

治以降について研究されたものは極めて少い。

ものには西田直二郎博士の「歴史研究と歴史教育」(岩波講座「日)

が 眀

その多くは明治維新前の歴史教育を取扱われたものであり、

外はなく、 論じても、 であると同時に、また歴史学の立場からも考えられねばならぬ問題で ところで歴史教育史の問題は、 教育についての専門的知識乃至理論の乏しい者が歴史教育史を また歴史学についての理解の乏しい者が歴史教育の推移を それは教育学的考察の乏しい歴史のための歴史に堕するの 教育史家によつて研究さるべき問題

> 乗氏、上野菊爾氏、三島一氏等の諸論文があり、なおこれに関係ある註② 註② 註② 註② 国における歴史教育史に関する研究としては、大久保利謙氏、高橋俊国における歴史教育史に関する研究としては、大久保利謙氏 し得べきことは歴史学的立場からの歴史教育史に外ならない。 教育史は教育史の問題でもあり、また史学史の問題でもある。 述べても、それは理論的に流れて実証性を欠くものとなり易い。

私が為

b

歷史

場において私は明治初期の歴史教育をば、 この時代の歴史教育の実態は、その具体的様相を明らかにすることに 史教育史のか」る説明は、 に普通教育における「歴史」の位置、教科書よりみたる歴史教育、 よつて、はじめてその本質の究明へ接近し得るものと思う。 る説明だけで十分であろうか。 の批判は、しばしば断圧の難にあつたと説かれている。明治以降の懸 への方向を辿り、 従来の研究では明治維新後の歴史教育は、ひたすら国家主義的教育 以後次第に国家主義的傾向は強化せられ、天皇制絶対主義政権 学制頒布より教育勅語渙発までがその準備期に相当 もとより誤りではない。 私は多大の疑問を抱かざるを得ない。 主として初等教育を中 しかし果してか 歴史

成

博

ので、一般的時代区分と多少異る点もあるが、この点は予めお断りし教育史の観点よりして、この時代を以て一時期をなすものと考えたい則綱領の制定をみるまでの期間を指すのであつて、私は明治期の歴史なおこゝで明治初期というのは、維新当初より明治十四年小学校教科の独立とその思想的背景の三つの視点より明らかにしたいと思う。

ておく次第である。

② 高橋俊乗氏、「近世に於ける歴史教育」(本邦史学史論叢下巻所収)ない。

③ 三島一氏、「わが国における歴史教育史」(日本歴史講座第八巻、歴史④ 三島一氏、「わが国における歴史教育史」(日本歴史講座第八巻、歴史④ 三野菊爾氏、「歴史教育の発達」(「歴史教育」第二巻第八・九号所載)

1、普通教育における「歴史」の位置

はなく、封建社会の庶民教育として歴史教育は顧みられなかつたといの制度は、徳川封建時代の中期以後に確立し、読み、書き、算盤等が政治、社会の状勢を反映して、その教科内容にも実学的傾向のものが原治、社会の状勢を反映して、その教科内容にも実学的傾向のものが原治、社会の状勢を反映して、その教科内容にも実学的傾向のものが原治、社会の状勢を反映して、その教科内容にも実学的傾向のものが原治、社会の状勢を反映して、その教科内容にも実学的傾向のものが原治、社会の状勢を反映して、その教科内容にも実があったといれなく、対理社会の庶民教育として歴史教育は顧みられなかつたといれなく、封建社会の庶民教育として歴史教育は顧みられなかつたといれなく、封建社会の庶民教育として歴史教育は顧みられなかつたといれなく、封建社会の庶民教育として歴史教育は顧みられなかつたといれなく、封建社会の庶民教育として歴史教育は顧みられなかつたといれなく、封建社会の庶民教育として歴史教育は顧みられなかつたといれなく、対理社会の庶民教育として歴史教育は顧みられなかったといれない。

「国史往来」等の往来物が用いられ、卑俗な軍談まがいの歴史的教育がつてよい。僅かに「武冢往来」「源平盛衰記往来」「太平記忠臣往来」

行われた程度に過ぎない。

代的相違の見逃し難きものがある。

中小 学学 Ŧī. 科 規 則

小学 科大意 科ノ大意ヲ知 子弟凡ソ八歳ニ 子弟凡ソ十五歳ニシテ小学ノ事訖リ中学ニ入ル シ テ小学ニ入り普通学ヲ修メ兼テ大学専問五 句読、 習字、算術、 語学、地理学、 五

るが、 目すべきは、 学校掟書中の教科目には、 に句読、習字、算術、註句、語学、算術、作 とは言い難い。 以て、当時未だ歴史教育が行われていないとするのは、当を得た解釈 がはじまつた。 ヲ用ヒシナリ。 記 た。 われたことは、 教科目を句読、 とある。 用いられしことは、 講釈聴聞等がみられるが、「 注® は、読書、 国史略等の歴史書が教材として示されている。この定書に附加し註⑤ この課業表の「句読」の中の第一、二、三等で、日本外史、日本政 「科目へ少ケレト読物ノ程度最モ高シ蓋シ読書力ヲ養成スルニ力 これは開国後日なお浅きわが国として、 語学、算術、 明治四年八月に至り、府県ははじめて小学課業表を制定し、 地理が早くより独立教科として重視されていることであ 当時の一般的傾向であり、歴史科の存在せざるの故を ボ術、作文、地理学等があり、福井藩外藩小学生学課表京都府中学校内小学舎の普通科の教科目には、習字、 暗誦、 かくの如く教科としての「句読」の中で歴史教育が行 しとみえ、 講義、 習字、 前述の京都の場合と同様である。たどこしで注 歴史書を読むという形態を以て、 剣術、 算術の四科とし、各教科を五等に分つ 「句読」または「読書」の中で歴史書 手習、算術、 柔術、 体操等があり、 早急に世界的知識を与 地理、 体操、 静岡藩の小 剣術、 歷史教育 水

「学制」にはじまり、 て考察しよう。 以上学制頒布前の小学校において、歴史教育が如何なる形態のもと 周知の如く明治政府の統一的教育政策は、

えんとする意図によるものと思われる。

よれば、 ことは下等小学の場合においても認められる。 られ、諸教科の一隅に独立の地位を占めるに至つたのである。 話、 導理念をなし、その全体を貫く精神は、 して教え得るものとした。計画 土地の事情によつては外国語、記簿法、図画、政体大意の四科を斟酌 何学大意、罫画大意、 学大意、体操、 カラサルモノトス」と定められ、下等小学の教科は、綴字、習字、会 校の設立をみたことは、 により日本教育の基礎が確立し、寺小屋の看板を急ぎ塗り替えて小学 またこの方向に即応せねばならなかつたのは当然であろう。 早急に歐米先進国に追いつくことにあつた以上、教育の制度、 ノ人ナク」という国民普通教育であつた。明治絶対主義政治の方向註® 心をなすものであつた。学制を貫く根本精神は、 一主義、強制主義を採ると共に、他面英米の主知主義、 に行われたかを概観したが、次に学制頒布後の「歴史」の位置につい 応の基準を示したもので、 読本、修身、 「小学校へ教育ノ初級ニシテ人民一般必ス学へスンハアル 唱歌等の多数に上り、上等小学はこれに史学大意、 国体、書牘、文法、算術、 博物学大意、化学大意、 それは徴兵令と共に明治政府の開明的政策の核 近代教育史上劃期的なことであつた。学制に こゝにおいて歴史は名称も史学大意と改め これが実施の細目は同年九月八日文部省 「邑ニ不学ノ戸ナク家ニ不学 養生法、 ところがこの教科目は 生理学大意等を加え、 一面フランス流の劃 地学大意、 功利主義が指 明治五年の この学制 同様 内容も

第七級 六ヶ月(第五年後期)一週四時

史学輪講

王代一覽等ヲ独見輪講セシ

A

第六級 六ヶ月 (第六年前期) 一週四時

史学輪講 国史略等ヲ独見シ来テ解説セシム

第五級 六ヶ月(第六年後期)一週六時

史学輪講 前級ノ如シ

第四級 六ケ月(第七年前期)一週四時

史学輪講 万国史略等ヲ独見輪講セシム

史学輪講 五洲記事等ヲ独見輪講セシム第三級 六ケ月(第七年後期)一週二時

第二級 六ケ月 (第八年前期) 一週二時

史学輪講 前級ノ如シ

第一級 六ケ月 (第八年後期) 一週二時

史学輪講 前級ノ如シ

を以てその教科の重要度をみることは、もとより軽率の嫌はあるが、時間、読本輪講二十六時間、史学二十四時間の割合で、時間数の多少らぬ。いま「小学教則概表」により、各級通算してその教授時数をみらぬ。いま「小学教則概表」により、各級通算してその教授時数をみられた。これが実施の如何は別として、注目すべきことと言わねばなか」る規定の制定により、歴史が独立教科としての地位を認められたか」る規定の制定により、歴史が独立教科としての地位を認められたか」る規定の制定により、歴史が独立教科としての地位を認められた

されている。 は、パーレー氏万国史(Parley's;Universal History)その他が指示間づゝ下等中学において課せられることゝなつた。その教科書として中学教育について一言すれば、歴史は史学という名称を以て、週二時歴史教育の位置を知るための一応の目安となるであろう。なおこゝで

た。」のである。近つこそ手と~、……を対し、対してある。近つこそ子と~、……など、は、」「間もなくこの教則が全国に採用せられること~なつ方針を採り、」「間もなくこの教則が全国に採用せられることでも及せしめる 物」の中で日本史略、万国史略等の教科書が教材として示されている。 科内容とは余りにも甚だしい距離があつて」結局空文に終らざるを得ところがこの文部省制定の小学教則は、「従来の寺小屋における教 と関係するものである。 速主義によつていたこと、 びその名称等についての理解が不十分で、 このことは歴史教育の軽視というよりも、寧ろ教科目の本質、 下等小学の第一、二、三級及び上等小学の第二、三、四級の教科「読 **罫画等が加えてある。こゝでは再び歴史はその名称を消しているが、** この師範学校附属小学校作製の教則を検討すべきである。 よつて明治 おける実際の教育を基礎として、これが作成に当らせること」した。 東京師範学校に命じ、わが国小学校に適切な教則を仝校附属小学校に 六年の同校の下等小学の教科をみるに、 なかつた。また文部省自身の態度も、 作文復読、体操等があり、上等小学にはこれに輪講、 」のである。従つて各府県の小学校教育の実際を知るためには、 及び一般人民の文化的水準の低かつたこと 小学教則の公布と同時に、 読物、 当時の教育が全体として拙 算術、 習字、 輪読、 差別及 暗記 別に

位置しているからである。

わが国教育の総本山ともいうべき東京師範

史学は諸学科中の第二位に

史略、

泰西史鑑、

例として明治八年制定の島根県の小学教則をみよう。それによると、 さてこれら小学教則の地方の学校における実施の状況をみるに、

六才より九才まで

(萬口史略、日本史略その他

上等小学科 十才より十四才まで

内国史略、五洲記事その他

洋)五洲記事等が使用されていた。その後改正をみて京都府下の上等 上等小学においては、 いては、 読物科の中に教材として日本史略、万国史略等が用いられ、 さらにまた同年の京都府の小学教則をみるに、下等小学にお 読本として内国史略、三史略(皇国、支那、 西

小学の課業表の読物科では、

第一、二級で日本外史、

第三級で日本外

ている。かくの如く事実上歴史教育が行われていたにもかかわらず、註⑩ 歴史は教科として独立の形態をとつていなかつたのである。このこと 日本政記、 史及び巴氏万国史、 第七、 八級で国史略及び日本略史等多数の歴史書が示され 第四、五級で日本政記及び巴氏万国史、第六級で

は既に述べた如く、歴史教育の軽視を意味するものではなく、寧ろ当

学科目をみるに、 時の初等教育の実情に即応したものとして理解すべきであろう。 ることができる。なぜならばその学科目の配列の順序は地学、史学、 次に初等教育に従事すべき教員の養成を目的とする東京師範学校の 数学等の順を追い、 万国新史等が使用され、史学は諸学院を追い、教科書としては皇朝史略、 そこでは歴史教育は相当重視せられていたものとみ 十八史略、 元明

> 地位を示すに足るものであろう。 諸学科中の上位に位置していたことは、この時代における歴史教育の 科の軽重をみることはできないが、 にあり、修身学の如きは中位にある。学科目の記載順序地理、歴史、数育、習字等二十科目の多きにのぼるが、 記されている。また東京女子師範学校の教則にみえる学科目は読物、 法等九科目あるうちに、 府県の小学校の歴史教育にも影響するところが大であつた。 亀岡藩邸に開設した女学校においても、その教科は読物、 おいては、 はない。いまこれら諸学校の学科目の配列順序をみるに、下等中学に でなく、このことは中学校、 るとき当時の普通教育における歴史の位置は、決して低く評価すべき 学校において、史学が相当重要な位置を占めていたことは、 教科目二十のうち史学は第五位に位置し、また文部省が旧 註® 読物科に示された教科書の中歴史は第二位 女学校、 よし当時の慣習とはいえ、歴史が 学科目の記載順序を以てその各 女子師範学校等にあつても変り 歴史は第三位 数学、 やがて各 かく考え

算術、 中地理、歴史ヲ減スルコトヲ得」と規定され、歴「己ムヲ得サル場合ニ於テハ修身、読書、習字、 味において取扱われることとなつた。後年西村茂樹の如きも小学校 読書、習字という順序によらず修身を首位におき、 に十三年の改正教育令においては、教科目を列記するに教育令の如く 即して科目を大いに削減すると共に、歴史は下位におかれた。さら の傾向は一変した。すなわち教育令第三条に、「其学科ヲ読書、習字、 ところが明治十二年学制が廃止されて、教育令が公布されるや、 地理、歷史、 修身ノ初歩トス」と規定して、国 歴史教育は第二義的意 算術、 かつ但書として、 民生活の実情に 地理、 歴史ノ ح

及ばず。」修身を第一とし、註回 るとさえ極言している。 教科目を論じて、 「地理、歷史、 その他は筆読算の三科を習い得れば足り 物理、 化学等は立てて一科とするに

従来と異る意味において教科としての価値を認められること」なつた あり、 すべきこと、言わなければならない。然るに歴史が独立教科としての は日本歴史に限定されると共に、極めて国粹的立場を採ること」なつ 地位を与えられるや、明治十四年の小学校教則綱領によつて、 歴史そのものとして尊重され、 つたと言つてよい。それにもかゝわらず極めて素朴な形態のもとに、 校教育として独立の地位を与えられたのは、教育令制定以後のことで 位置は一変し、しかもその性質までも激変するに至つた。 みたのであるが、明らかに明治十二、三年頃を境として、 以上諸規定を中心として普通教育における「歴史」の地位の推移を このことについてはさらに後述するであろう。 と」においてか歴史教育は絶対主義国家へ奉仕するものとして、 それ以前は実質的にみて独立教科としての歴史科は存在しなか 歴史的教育が行われていたことは注目 歴史が小学 歴史教育の 歷史科

- 註 1 大久保利謙氏「近世に於ける歴史教育」(本邦史学史論叢下巻所収) 二四一頁
- 高橋俊乗氏、日本教育文化史 五 一五頁
- 京都小学五十年誌參照
- 4 3 京都小学三十年史參照
- **(5)** 藤原喜代藏氏、明治大正昭和教育思想学説人物史,第一巻 一二五頁
- 京都府誌參照
- ⑦⑧日本教育史資料第一巻參照、 仝書第二巻には明治四年開校の徳島瀋 の小学校の学科目を掲げているが、静岡藩の場合と全く同様である

都てこれまで日本に行はるゝ歷史は唯尊貴の系図を詮索するもの

なお講釈聴聞とあるのは修身のことである。

- 遠山茂樹氏、明治維新第四章第四節參照
- 明治以降教育制度発達史第一巻 二八三、二八四百
- 前掲書 三九八頁 - 四一九頁
- 海後宗臣氏、学制七十年史參照
- 海後氏、前掲書參照
- 東京文理科大学東京高等師範学校「創立六十年」參照
- 出雲市誌 六六九頁
- 京郡府誌及び京都小学三十年史参照

16) (15) 14)

- 前掲書「創立六十年」参照
- 明治以降教育制度発達史第一巻 二八五頁
- 時野谷勝氏。「教育令制定の歴史的背景」(開国百年記念明治文化史 前掲書第一巻及び学制五十年史参照
- 西村茂樹、「国家道徳論」(泊翁叢書第一輯所収)一六六頁 論集所収)

21)

教科書よりみたる歴史教育

文明史派の人達は従来の歴史を批判して 建史学に批判を加え、 じまつた。かくて現われた歴史学界の新傾向は、 ではあるが、修史局を中心とする考証史学派と福沢諭吉、 れて史局が設置され、 建史学に対する鋭い批判が行われている。 によつて代表される文明史派との二大潮流であつた。これらは共に封 明治初期既に一部には歴史の研究並に編纂が着手されると共に、 科学的歴史学の建設に努めたのであるが、 こゝに新しい歴史学建設のための修史事業が 明治二年修史の詔勅が下さ 極めて概括的な言葉 田口卯吉等 殊に 封

云へば、日本国の歴史はなくして日本政府の歴史あるのみ、学者府に関係せざるものあれば虚誕妄説のみ亦見るに足らす、概して講釈師の軍談に類するもの歟大低是等の箇条より外ならず稀に政歟或は君臣有司の得失を論ずるもの歟或は戦争勝敗の話を記して

の不注意にして国の一大缺典と云う可し の不注意にして国の一大缺典と云う可し の不注意にして国の一大缺典と云う可し の不注意にして国の一大缺典と云う可し

教科書的意図のもとに著作されたものとみてよい。かゝる前代の歴史をの一つは前代に編纂された頼山陽の日本外史(天保、九年刊)岩垣松苗の国史略(文政)青山延干の皇朝史略(九年刊)岩垣松苗の国史略(文政)青山延干の皇朝史略(九年刊)岩垣松苗の国史略(文政)青山延干の皇朝史略(九年刊)日本政た文部省の史略、西村茂樹の万国史略等の類である。頼山陽の日本外た文部省の史略、西村茂樹の万国史略等の類である。頼山陽の日本外た文部省の史略、西村茂樹の万国史略等の類である。頼山陽の日本外た文部省の史略、西村茂樹の万国史略等の類である。頼山陽の日本外史(天保)日本政と流布し教科書と思義された頼山陽の日本外史(大保)日本政治が記述は、現代の歴史教科書を概観するに、凡そ二つの傾向が認められるさて当時の歴史教科書を概観するに、凡そ二つの傾向が認められるさて当時の歴史教科書を概観するに、凡そ二つの傾向が認められる

育者の人間形成のうえに影響するところ多大なるものがあつたからでいた当時にあつては、これら教科書の著者の敍述態度は、直ちに被教らば教科書を教えることを以て、教育の第一義的のものと考えられて歴史教育の実情を知る上に見逃すことのできない問題である。なぜな書が小学校乃至中等学校の教材として使用されていたことは、当時の書

ある。

いうのである。そして徳川政権を肯定し、現代史(徳川時代史)を除外註⑤ 手に移り、さらに織田豊臣二氏の時代を経て、遂に徳川氏に帰したと 起つて政権を掌握し、建武の中興が失敗に帰するや、 無批判に祖述せる儒教的道徳史観の濃厚なるものであつた。いまその されよう。しかも国史略と皇朝史略は簡単な編年史であるが、何れも註④ 神祗志六巻を撰していることからしても、その学風、 大勢論の一端をみるに、平安朝の末期外戚の弊により王政衰え、武門 これに対する史論である。その大勢論なるものは、大日本史の敍述を 教科書の敍述にみられる支配的傾向は、古今の政治的興亡の大勢論と 大日本史風の論賛が加えられていることを忘れてはならない。 う。周知の如く山陽は儒者として一生の力を尽し、特に史学と文章を れている。青山延干は水戸藩の儒者で、大日本史の編纂に関与し、自ら るが、国史略の敍述態度は大日本史の史風の影響を受けたものとみら ものであつた。国史略の著者岩垣松苗は、学統よりすれば古註派であ 以て自己の本領とし、その著日本外史及び日本政記は史論を主とせる これら歴史書の著者たちの思想傾向並に敍述の態度について一瞥しよ ところで当時の歴史教育が如何なるものであつたかをみるために、 政権再び足利の 思想傾向が察知

しているのがその特異なる点である。

するを以て目的とせることは、皇朝史略の序文に、中るを以て目的とせるこれら歴史書が現代史を省略したことは致命的の方至歴史教育が治乱興亡のあとをたずねて、その利害得失を明らかには親からは程遠いものがあつたと言わなければならない。当時の歴史史観からは程遠いものがあつたと言わなければならない。当時の歴史史観からは程遠いものがあつたと言わなければならない。当時の歴史史観からは程遠いものがあつたと言わなければならない。当時の歴史史観からは程遠いものがあつたと言わなければならない。当時の歴史史観からは程遠いものがあつたと言わなければならない。当時の歴史史観からは程遠いものがあったと言わなければならない。当時の歴史史観からは程遠いものがあったと言わなければならない。当時の歴史史観からは程遠いものがあったと言わなければならない。当時の歴史史観からは程遠いものがあったと言わなければならない。当時の歴史とは致命的の方を述べている。

衰之迹瞭然於巻冊之間庶乎可以為良夫也。 夫史者所以辨得失明是非也、無史則己苟有史則使是非得失治乱與

とあるととよりみても明らかである。ことで利害得失を論ずる史論のとあるととよりみても明らかである。歴史的批判は歴史教育において極めて重説かれているところである。歴史的批判は歴史教育において極めて重説かれているところである。歴史的批判は歴史教育において極めて重説かれているところである。歴史的批判は歴史教育において極めて重要な意味をもつものではあるが、問題は儒教道徳を基準として歴史を説かれているところである。歴史的批判は歴史教育において極めて重要な意味をもつものではあるが、問題は儒教道徳を基準として歴史を夢かれている限り、歴史教育の組まれた如く、儒教道徳であり、原理となるのは、大久保利謙氏の指摘された如く、儒教道徳であり、原理となるのは、大久保利謙氏の指摘された如く、儒教道徳であり、原理となるのは、大久保利謙氏の指摘された如く、儒教道徳であり、原理となるのは、大久保利謙氏の指摘された如く、儒教道徳であり、原理となるのは、大久保利謙氏の指摘された如く、儒教道徳であり、原理となるのは、大久保利謙氏の指摘された如く、儒教道徳であり、

以上前代著作の教科書を通じて当時の教育内容の一端を考察したの

進歩にもかかわらず、これら教科書の内容に至つては、到底新時代の 歴史教育の資として、永くその任に耐え得るものではなかつた。 わち歴史の儒学よりの解放を意味する。しかしながらかくる形式上の 歴史事実を知らしめるという傾向を示すものであり、このことはすな 史が道学の具として、儒学の附随的立場にあつたのに反して、平易に れたこと等の諸点にその進歩が認められる。これらの特色は従来の歴 仮名交り文に改めたこと、さらに僅かながらも挿絵、地図等を取り入 除かれて簡明に事実の記述を主としたこと、及び難解な漢文を平易な 式においては幾多の新鮮味が加えられ、従来必ず附されていた論賛が ひく簡単な編年史で、既成書の祖述の範囲を出でなかつた。 さまざまである。これら教科書の大部分は国史略、皇朝史略の系統を 国史ありという有様で、 新後著訳の教科書はまことに多種多様、日本史あり、支那史あり、 であるが、 次に維新後刊行の教科書の検討へと急がねばならない。 しかも敍述の内容、 体裁に至つては精粗繁簡 しかし形 万 維

部省の史略をみるに、 部省の史略をみるに、 部省の史略をみるに、 地名 (大槻文章) 「万国史略」二巻(明治十年)等がある。その敍述の体裁は既に述べた如く簡史」二巻(明治十年)等がある。その敍述の体裁は既に述べた如く簡史」 二巻(明治七年)牧山耕平訳「平万国明訳「五洲記事」六巻(明治四年)西村茂樹「万国史略」十一巻(明明訳「五洲記事」六巻(明治四年)西村茂樹「万国史略」十一巻(明明訳「五洲記事」六巻(明治四年)西村茂樹「万国史略」十一巻(明明訳「五洲記事」六巻(明治四年)西村茂樹「万国史略」十一巻(明明訳「五洲記事」

宮是なり

| 京上の一部では、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本ののでは、日本ののでは、日本ののでは、日本ののでは、日本ののでは、日本ののでは、日本のは、日本のでは、日本のは、日本のではは、日本のは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のではは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本の

此ニ至テ尽々大和ヲ平ケ都ヲ定メ遂ニ位ニ卽クノ宮ニ在リ是時西国既ニ服從スト雖モ東国未タ平定セズ(中略)元年酉正月神武天皇橿原ノ宮ニ卽位ス是ヨリ先キ前年日向高千穂笠間益三の日本略史はその翌年の刊行であるが、その記述の内容は、と記され、歴代天皇の事績を中心に、その間に史実を織り交ぜている。

七十六年子三月天皇崩ス

取捨選択も批判も加えられていないかの感を抱かせる。稲富栄次郎博有りしままのことを年代順に記したものであり、そこには何等史実の内国史略、小林虎三郎の小学国史等みな同様の形式で、その多くは日内国史略、小林虎三郎の小学国史等みな同様の形式で、その多くは日内国史略、小林虎三郎の小学国史等みな同様の形式で、その多くは日内国史略、小林虎三郎の小学国史等みな同様の形式で、その多くは日本地史を神代と人皇とに分け、人皇は神武天皇、綏靖天皇、綏靖天皇郎位ス都ヲ葛城水ニ遷シ高丘ノ宮ト号ス

あろう。 をは一般的傾向であり、これら教科書の記述はその反映とみるべきでが治乱興亡、制度沿革の大勢を概観するに、編年体の形式によつたこが治乱興亡、制度沿革の大勢を概観するに、編年体の形式によつたことは一般的傾向であり、これら教科書の記述はその反映とみるべきでとは一般的傾向であり、これら教科書の記述はその反映とみるべきでとは一般的傾向であり、これら教科書の記述はその反映とみるべきでとは一般的傾向であり、これら教科書の記述はその反映とみるべきであるう。

形態及敍述の態度に相違の認められることは言うまでもない。 各国の風土、 ならず、一般にも廣く流布された。その内容は単なる歴史書ではなく 科書として用いられ、 日本ノ部ノ如キハ、之ヲ別掲シテ、此中ニ列セズ」(大槻文彦の例言、 dern, For the Use of Schools. 1871) 及び英人スウイントンの万 記教科書は日本史、 とあることにより明らかである。 ツドリツチの万国史 (Goodrich; Parlay's Common School History お当時の歴史書には万国史という敍述の一形式があり、 四卷は太古より近代アメリカに至る西洋史の概略を取扱つている。 史略である。同書の第一卷は神代より今上天皇に至る日本歴史の大要 を除いた諸国の歴史を指すものであることは、「万国史ト称スト雖モ された世界史の形式を模したものである。こゝにいう万国史とは日 を述べ、第二卷は太古より今帝に至る支那史の大略を敍述し、 of the World-A Pictorial History of the World, ancient and mo (Swinton; Outline of the World History, 1874) 次に外国史の教科書をみるに、その代表的のものの一つは文部省の 風俗、 支那史、 歷史、 牧山耕平訳の氏万国史は単に教科書としての 文化等にわたり興味深く記されている。 万国史等種類の異なるに従い、その敍述 寺内章明の五洲記事は上等小学の教 等、 これは米人グ 当時輸入 これ 第三、 前

児童生徒の人生観世界観の形成に資するところ極めて大なるものがあ つたからである。 ことに過ぎなかつたと言つてよい。なぜならば外国史の教育により、 を歴史教育についてみた場合、それは万国史の教育を取入れる程度の 明治五年の「学制」が直接に志向する人民の文明化というのは、これ 相を見うるのであつて、それはまた明治初期の教育の実態でもあつた。 が雑然と何等の統一もなく並用されたところに、当時の歴史教育の実

暗誦せしむことを要す故に簡易を旨としすべて省略に従ふ」(「灾略」) 事物ノ始リト世勢ノ変トヲ略記ス、乞フ童生善ク之ヲ暗ンジ善ク其智 沿乱興廃ノ大意ヲ得ンコトヲ欲ス」([日本略史])と記され、さらに「史 テ董蒙初学毎ニ記憶ニ便ナラサルヲ苦ム故ニ今務テ繁ヲ捨テ要ヲ取リ と述べられ、或はまた「我邦ノ史書乏シキニ非ス但記載浩瀚ナルヲ以 明らかであろう。すなわち当時の教科書の例言に、 史教育の方法として最も重んぜられていたことは、次の言葉によつて ていたことを意味する。そして史実を暗誦し記憶することを以て、 たところであるが、このことは当時の歴史教育が読むことを主眼とし その実態に近いものを示しているものと考える。維新当初の歴史が「句 を進める関係上方法論に欠陷のあることは兎れぬが、しかし教科書は さらに歴史教育の方法の問題に論及したい。教科書を中心として考察 したところにより、当時の教育内容はほぼ明らかになつたと思うので、 世事ノ変遷ヲ知ルヲ以テ要ト為ス、故ニ鼈頭ニ問目ヲ掲ケ、 「読物」等の教科の中に包含されていたことは、既に明らかにし 般に教科書は教育の内容と方法を決定すると言われている。 「此書幼童をして 而シテ 前述

> 習するという方法が、歴史教育の主たる学習法であつた。 しむるの必要を忘るべからず云々」と記しているが、この教科書を誦註⑩ **童の教育に在ては歴史を誦習するの際自然に尊王愛国の情感を養成** 小学校用歴史教科書の原稿募集をした際、その趣意書の末尾に、 七五調の歌詞を以て暗誦し易く記述されている。明治二十年文部省が ヲ変センコトヲ」とある。また松浦果述の小学国史略(明治十年刊) 一児 世

教育法は依然として変るところがなかつた。 ら観察、 を受け、 へ如何」という類である。 を試みるもののみと言つてよい。例えば、桓武天皇の条についてみる 前記鼈頭日本史略の上欄に記されたる問目の如きも、全く史実の記憶 従つて学習の効果を判定するにも、記憶の程度を見ることを主とし 「桓武帝元年如何」「四年何事カアル」「最澄何ヲカ造ル」「国都 思考、実証を重んずる開発主義の教育へと進んだが、 一般諸教科の教育法は、 明治十年代に入つて歐米の教育学説の影響 暗誦のみを基礎とする古い教育法か

に、

- 誈 1 2 て、国史とすべき者に非ず云々」と言つている。(泊翁叢書四七九頁) れとほど同様の意見を述べ、「本邦の国史は唯帝王紀と称すものにし 福沢諭吉、文明論之概略、巻之五(岩波文庫本一六八頁)西村茂樹もこ 新氏 近代教科書の成立、一一一頁
- 3 中山久四郎博士「日本儒者頼山陽の史学」(本邦史学史論叢下巻所収)
- 4 大日本人名辞書、 大久保利謙氏、 国史辞典參照
- **(5)** 6 柳田国男氏、「歴史教育について」(「改造」昭和二十八年一月号所載) 「近世に於ける歴史教育」(本邦史学史論叢下巻所収)

7

大久保氏、前揭論文參照

- ③ 新見吉治博士、歷史教育論一五八頁—一六八頁
- ⑨ 島根大学附属図書館所藏の歴史教科書類及び仲新氏著「近代教科書の
- 雑誌第五十編第十二号所載)参照 大久保利謙氏、「島津家編纂梟朝世鑑と明治初期の修史事業」(史学
- ⑩ 新見吉治博士、社会科のための歴史教育二九頁

四、歴史科の獨立とその思想的背景

「学制」による明治初期の初等教育においては、実質的にみて歴史 「学制」による明治初期の初等教育においては、実質的にみて歴史 によると歴史科は次の如く定められている。

王愛国ノ志気ヲ養成センコトヲ要ス アンラス 原史」を表している。 東東他古今人物ノ賢否風俗ノ変更等ノ大要ヲ授クヘシ 凡歴史ヲ実其他古今人物ノ賢否風俗ノ変更等ノ大要ヲ授クヘシ 凡歴史ヲ実其他古今人物ノ賢否風俗ノ変更等ノ大要ヲ投クヘシ 凡歴史ヲ非のののである。 歴史へ中等科ニ至ツテ之ヲ課シ日本歴史ニ就テ

学校の歴史は外国史を廃し日本歴史のみに限られたこと、及び歴史教この小学校教則綱領に示された内容について注意すべきことは、小

対立である。 首脳者間に展開されるに至つた。即ちそれは智育論と徳育論との抗争 実践の面にその崩芽を現わしたのは、元田永孚の「教学大旨」 育について行われはじめた頃、教育の根本方針についての論争が政府 には迂遠なものとしてその欠陥を指摘している。かゝる批判が歴史教 遠隔ナル者ト云ハサルヲ得ス」と言つて、当時の歴史教育が一般庶民交際ノ道ニ適スルニ於テハ至要タリト雖山間僻陬ノ貪民ニハ其事実甚 隆一は第三大学区を巡視して、「歴史学へ社会古今ノ景況ニ適シ人間 何に理解すべきであろうか。これについて先づ考えられることは、 徳的国粹的立場をとつて反動性を示したことについて、われわれは如 育令制定前の歴史教育の実情である。明治十年四月文部大書記官九鬼 ところで歴史教育が独立教科としての地位が与えられると共に、 徳育論について先づ最初の波紋を投じ、 国家主義が教育 に起因 敎 道

便宣をそなえていたのである。 便宣をそなえていたのである。

さらにつゞけて、
が外国語を学び西洋文化を取りいれることは空論であるとして斥け、が外国語を学び西洋文化を取りいれることは空論であるとして、彼等なわち農商の子弟にはその本業に適応すべき学科があるとして、彼等なわち農商の子弟にはその本業に適応すべき学科があるとして、彼等なわち農商の子弟にはその本業に適応すべき学科があるとして、といるであると記さされる。

業ニ帰りテ、益々其業ヲ盛大ニスルノ教則アランコトヲ欲ス科ヲ設ケ、高尙ニ馳セス、実地ニ基ツキ、他日学成ル時ハ、其本シ、是皆教学ノ其道ヲ得サルノ弊害ナリ、故ニ農商ニハ農商ノ学加之其博聞ニ誇リ長上ヲ侮リ、県官ノ妨害トナルモ少カラサルヘ

洋近代思潮の風靡してゆく明治の思想界にあつて、くずれゆく儒教思したのは、彼の思想的立場の然らしめたものであろう。実に彼は「西た。元田が封建的倫理観に立つて、智育を斥け専ら徳育の尊重を皷吹さらに彼は国家公認の教学を定めて、国民の思想信仰を統制せんとしさらに彼は国家公認の教学を定めて、国民の思想信仰を統制せんとした。とづいて、教育を政治的権力に従属せしめんとする意図である。と記されている。こゝに明瞭に現われていることは、封建的愚民思想

歴歴証スヘキヲ見レハ今日ノ国教他ナシ、

亦其古ニ復セン而己。」

の強化を主張し、教育行政の枢要な地位にあつた西村茂樹の如きも、早くより道徳教育の闘士」であつたのである。これと共に東洋道徳の学者として、また想の残壘を固守し、機会あらばその旧勢力を挽回しようと努めた最後

「事へ対写ノモニ当レ旨ノ注意ストトコトトレヘン邪論曲説其間ニ起リ世道人心ニ大害ヲ為スモ計リ難シ故ニ修身ノ人ニ接スルノ道ニ於テ倚信スル所ナク人々勝手ノ説ヲ立テ遂ニヘ独本邦ノミ孔孟ノ教ヲ廃シ又耶蘇ノ教ヲ取ラス故ニ今日身ヲ修メ凡ソ世界諸国ノ教育へ皆修身ヲ以テ本トセサルハナシ、(中略)

- 儒教ヲ以テシ、祭政教学一致、仁義忠孝上下ニアラサルハ、歴史上 ルナリ。」と元田の封建的儒教道徳への復古を戒めている。 略)旧時ノ陋習ヲ回護スルカ若キコトアラハ、甚タ宏遠ノ大計ニ非サ 教学の弊によるのではないとして、「今或へ末弊ヲ救フニ急ニシテ(中 キ所ニ非サルナリ。」 として今日倫理風俗が衰えたのは、 フカ如キへ、必ス賢哲其人アルヲ待ツ、而シテ政府ノ宜シク管制ス 教育議の中で元田の国教論に反対し、 らに元田は、「教育議附議」をもつてこれに応えている。伊藤はその ナリ、自由ナリ、愛国ナリ」というだけの開明性をもつていた。 リテへ孔孟ノ教ニモ亦足ラサル所アリ、 と言つているが、しかし西村には一面において、「然レー事へ教育ノ任ニ当ル者ノ注意スヘキコトナルヘシー し元田は教育議附議において、 前記教学大旨に対して伊藤博文は、 「天祖ヲ敬スルノ誠心凝結シ、 「教育議」を草して上奏し、 「一ノ国教ヲ建立シテ、以テ行 何ゾヤ、 日ク権理ナリ、 「然レトモ今日ニ在 維新以来の これに対 加フル 義務 さ

動語の渙発に際してもみられたところである。 り代表される側近反動派と開明官僚派との抗争の形で、その後の教育り代表される側近反動派と開明官僚派との抗争の形で、その後の教育が国教育の根本に関する意見の相違は、実は元田伊藤の両人によ述べて、その教育意見について伊藤と対蹠的見解を示している。かく

化し、 のと言えよう。 的教学を否定した「学制」が、 設定したいわゆる「倫理的歷史教育」とも言うべきものである。 的立場が規定されるに至つたのである。それは歴史以外に教育目的を 歴史的背景のもとにおいて、 て、政治的社会的秩序の安定を図ろうとするこの時期の政府の動きと、 布に際しては、かつてあれほどまでに警戒された儒教道徳を取りいれ 日常生活に即応する実用的科目に再編された。さらに改正教育令の公ける諸教科を検討して、政治、社会に関係ある科目を削つて、人民の に教育の分野にも反映し、 つゝあつたのは、恰も自由民権運動が反政府的気勢を高めた時期に相 田ら側近反動派の徳育尊重の動きを反映するものである。 ところでかくる徳育論が展開せられ、当時の教育の欠陥が批判され わが国教育の方向を基礎づけた。それは反政府的の政論を抑圧し 明治絶対主義政府はこの政治不安に対応すべく政論の圧迫を強 明治十二、三年頃よりの教育は国家権力に従属せしめられたも 絶対主義政権の性格を濃厚に現わすに至つた。このことは直ち この間の事情を示す旁証として次の文書がある。 教育令の制定に当つては、 歴史科の独立が実現し、その道徳的国粹 その非政治性を以て特徴としたのに対 先づ小学校にお かしる 封建

御内旨ヲ率シ、文部卿福岡孝悌二月廿一日侍講元田永孚

拜 誦 ス

伝へヨ。且次ノ条件ヲ諭セヨ。テモ、総テ朕カ異存ヲ措ク所ナシ。因テ此旨ヲ速ニ現任文部卿ニテモ、総テ朕カ異存ヲ措ク所ナシ。因テ此旨ヲ速ニ現任文部卿ニ於島宗則ニ論シタル以来ノ趣意達セシ者ト看ル故ニ、其教則等ニ於今回文部省学制諸般ノ規則ヲ褻覧セシニ、初メ朕カ前任文部卿寺

要トスヘシ、之ヲシテ徒法ニ歸セシムルコト勿レ。一此学制規則ヲ以テ、文部卿ニ於テ充分ニ実際ノ施行ヲ遂クルヲ

キノ覚悟アルヘシ。卿ヲ替ルトモ、文部省ニ於テハ此ノ旨趣ヲ一貫シ、徹底セシムヘー教育ノ事ハ、固ヨリ一時ニ遂クヘキモノニ非ス。仮令現任文部

取り、彼=偏スルコト勿レ。(三条家文書) 取り、彼=偏スルコト勿レ。(三条家文書) 取り、彼=偏スルコト勿レ。(三条家文書) 取り、彼=偏スルコト勿レ。(三条家文書) 取り、彼=偏スルコト勿レ。(三条家文書) 取り、彼=偏スルコト勿レ。(三条家文書) 取り、彼=偏スルコト勿レ。(三条家文書)

これが具体的に施策として具現されたのが、小学校教則綱領と小学校とができよう。すなわち十二年、天皇が寺島文部卿を諭されてよりるに侍講元田の教育思想を看取し得るのであつて、かゝる教育論が強るに侍講元田の教育思想を看取し得るのであつて、かゝる教育論が強部卿を諭されたのは明治十二年のことである。この御内旨の内容をみおの御内旨は明治十五年二月のもので、教育のことについて寺島文

映とみられよう。 欧米心酔の弊を矯めたものとして、側近反動派の梟道、儒教主義の反 歴史は日本歴史に限るべきことを示したものであり、 教員心得とである。殊に内旨書に示された条件第三の如きは、 従来の智育偏重 小学校

明治十四年を境として、それ以後の歴史教科書に、 ラシメ民生ヲシテ富厚ナラシメ以テ国家ノ安寧福祉ヲ増進スル」と記大ナリト謂フヘシ(中略)尊王愛国ノ志気ヲ振起シ風俗ヲシテ淳美ナ 愛国ノ主義ヲ銘記セシムルへ、特ニ教員ノ注意スベキモノトス。」註⑩ 国家の忠良なる臣民の育成という教育目的が確立された訳である。 忌避するところなき記載は、 ス」(『小学日本史』) ナルヲ明ニシ、 ス」(『古今紀要』と記され、また「此書主トスル所へ皇統ノ萬古無窮 善制ヲ列敍シ、青衿ノ徒ヲシテ、尊王愛国ノ志氣ヲ発揮セシメント欲 に負荷されたものは、尊王愛国の志気を振起するという使命であつた。 されていることを以てみても明らかである。かくて歴史科の独立と共 通教育ノ弛張ニ関シ普通教育ノ弛張へ国家ノ隆替ニ係ル其任タル重且 言われ、 注⑩ 方向に転換を示すに至つたことは、「生徒ヲシテ道徳ノ性情ヲ涵養シ、 することができる。当時の教育が歴史教育をも含めて、極めて国粋的 された歴史科の規定を見直すとき、 雖、 さて前述の如き歴史的思想的諸事情を考慮にいれて、 記スル所皇統一系、萬世無窮ナルヲ明カニシ、 また十四年六月の小学校教員心得に、「小学教員ノ良否へ普 (中略)読者ヲシテ尊王愛国ノ情ヲ発揮セシメント欲 と述べられ、 一切これを削除されるに至つた。こゝに 以前の教科書にみられた皇宝に対し われわれはその意義を明確に把握 「此書瓆瓆小冊子 旁ラ歴朝ノ美事 教則綱領に示 真

> たのである。 に歴史教育もまた観念的に国家主義的精神を皷吹せねばならなくなつ に国民的基盤をもたない絶対主義国家としては、あらゆる教育と同様

1 教育議(文部省「教育に関する勅語煥発五十年記念資料展覧図録」所

ĒĒ

- 明治以降教育制度発達史、第二巻二五四頁
- 4 3 2 前掲書、第二巻、 四七四頁
- 教学大旨(文部省「教育に関する勅語渙発五十年記念資料展覧図錄」
- の諸問題」所収、史学雑誌第五十六編第十二号所載) 家永三郎博士、「教育勅語成立に関する思想史的考察」(「日本思想史

(5)

- 一二三頁
- 7 6 明治以降教育制度発達史、 第二卷四六九。四七〇百
- 8 家永博士前揭論文參照
- 9 時野谷勝氏、「教育令制定の歴史的背景」 (開国百年記念明治文化史論
- 9 西田直二郎博士「歴史研究と歴史教育」(岩波講座日本歴史所収)参照
- 10 明治以降教育制度発達史、第二巻二六六頁—二六七頁
- 12 11) 明治以降教育制度発達史、第二巻二六〇真 教育令制定理由(明治文化全集第十巻三八六頁)

Ъ 結

語

社会的文化的基盤が薄弱であつたこと、 科課程が極めて近代的開化的であつたにもかかわらず、これを支える 「読物」科の中に包含され、 ため、 以上を要約しつく結論を述べる。 十分の成果をみるには至らなかつた。従つて歴史は、「句読」 歴史書を誦習することを以て、 明治初期の歴史教育は、 及び封建史学の伝統の根強さ その敎育 学制の教

の非政治性の点にあつたとみることができる。の非政治性の点にあつたとみることができる。との非の教育の実相がうかがわれるのであつて、そこには教育のと、当時の教育の実相がうかがわれるのであつて、そこには教育のた、当時の教育の展史が教科としては極めて素朴な形態にありながらな問題と思う。この時代に和漢洋の歴史教育が並用して行われたところに、当時の教育の実相がうかがわれるのであつて、そこには教育のらに、当時の教育の実相がうかがわれるのであつて、そこには教育の方に、当時の教育の実相がうかがわれるのであつて、そこには教育の非政治性の点にあつたとみることができる。

された重要な課題である。

された重要な課題である。

然るに明治十年頃より絕対主権政権は、高まり来る自由民権運動をされた重要な課題である。

を対方のない。

の制定等は、何れもかかる絶対主義政権の形成過程における所産である。

歴史教育もまたこの線に沿うて儒教道徳と結び付き、「尊王愛国」がその教育目標として示されるに至つた。

歴史教育もまたこの線に沿うて儒教道徳と結び付き、「尊王愛国」がその教育目標として示されるに至つた。

歴史教育であつたのである。

れたものは、日本国家の運命を決する今次大戦の中で、悲劇的様相を展開したことは周知の事実である。

こうしたわが国の歴史教育の相を展開したことは周知の事実である。

たれた重要な課題である。

なれた重要な課題である。

なれた重要な課題である。

なれた重要な課題である。

(一九五三、一、一〇稿)